

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○東京都組織規程の一部を改正する規則……………（総務局人事部調査課）…

告示

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除（二件）……………（同）…

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………（同）…

○都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）…

○認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出……………（生活文化局都民生活部管理法人課）…

○認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出……………（同）…

○開発行為に関する工事完了……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…

規則

東京都組織規程の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年十一月二十八日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第四百十三号

東京都組織規程の一部を改正する規則

東京都組織規程（昭和二十七年東京都規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表四 八の部同 足立児童相談所の項中「足立区西新井本町三丁目八番四号」を「足立区江北三丁目八番十二号」に改める。

附則

この規則は、平成三十年十二月三日から施行する。

告示

●東京都告示第六百三十三号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十一月二十八日

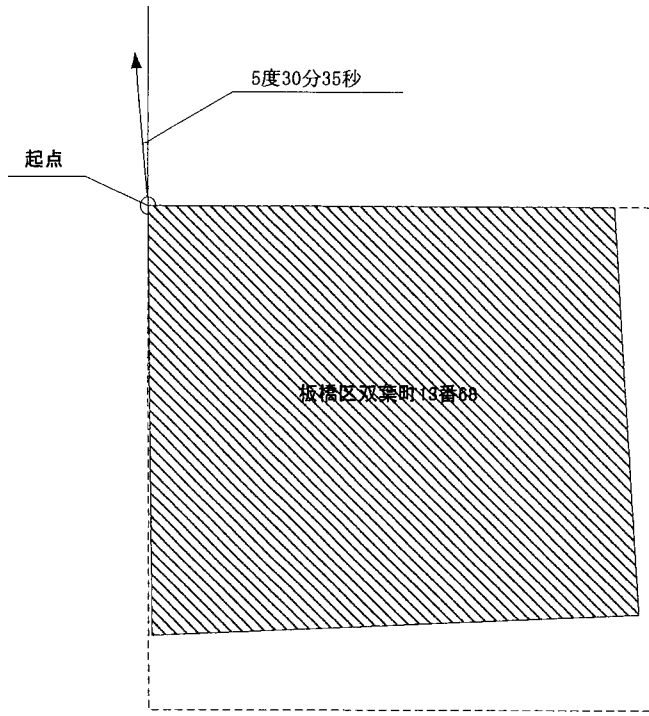
東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（板橋区双葉町地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物


別図



【起点】
 起点は板橋区双葉町13番68
 の最北端とする。

【格子の回転角度(5度30分35秒)】
 格子の回転角度は、起点を通り、東
 西方向及び南北方向に引いた線並び
 にこれらと平行して10m間隔で引いた
 線により構成されている格子を、起
 点を中心として、右回りに回転させ
 た角度を示す。

【凡例】

- 単位区画
- 敷地境界
-  形質変更時要届出区域

●東京都告示第千六百四号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条
 第二項の規定により、平成三十年東京都告示第九百二十二
 号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条
 第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、
 次のとおり告示する。

平成三十年十一月二十八日

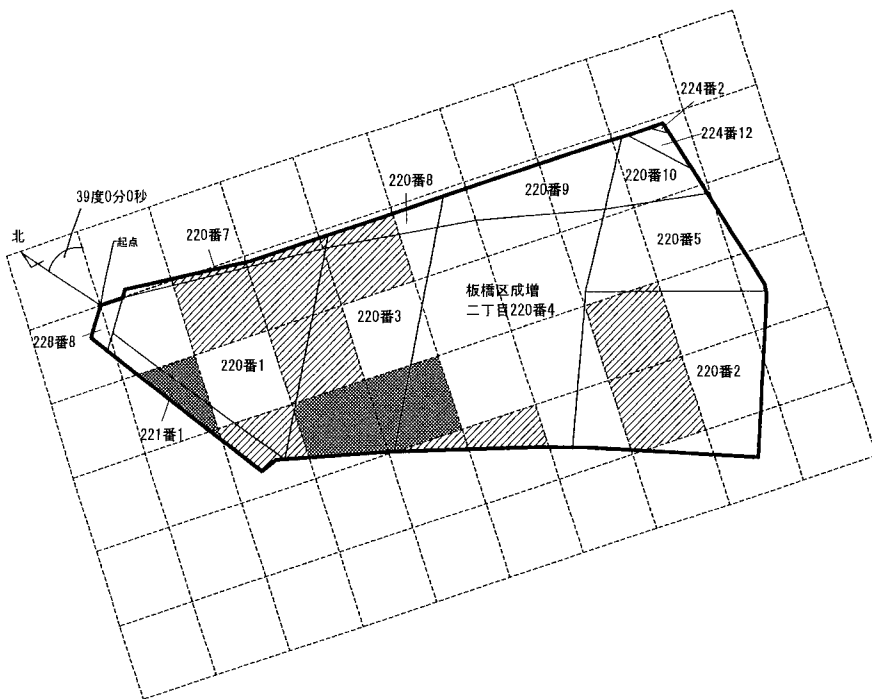
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(板橋区成増二丁
 目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
 九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特
 定有害物質の種類 シアン化合物並びにほう素及びその
 化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- : 単位区画
- : 筆境界
- : 敷地境界
- ▨ : 指定を解除する区域
- ▩ : 形質変更時要届出区域
(平成30年東京都告示第922号で指定した区域)

【起点】
起点は、板橋区成増二丁目220番8の最北端とする。

【格子の回転角度(39度0分0秒)】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千六百五号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成三十年東京都告示第七百七十八号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十一月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

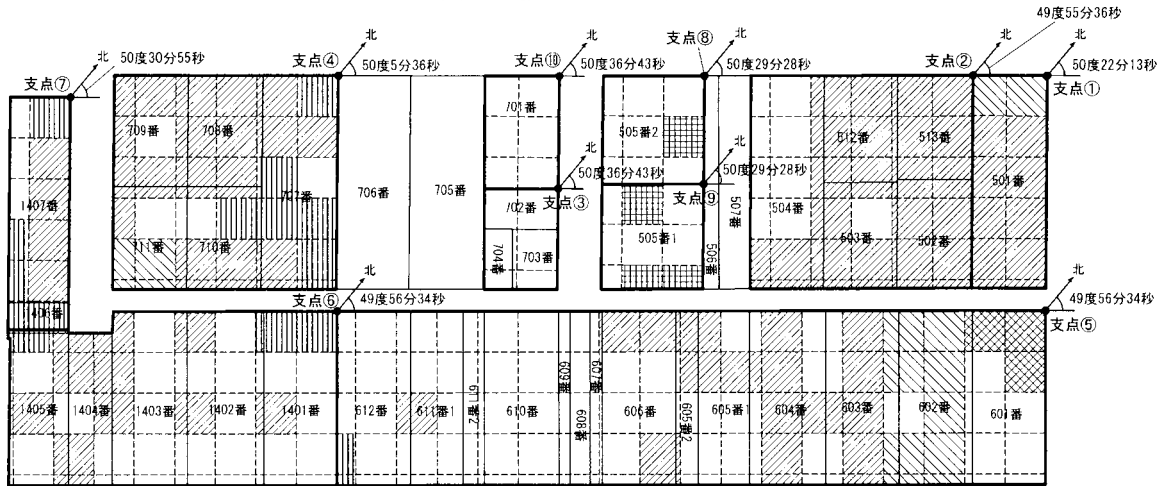
一 指定を解除する区域 別図のとおり(中央区勝どき四丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図

中央区勝どき四丁目



【凡例】

- : 単位区画
- : 筆境界
- : 調査対象地
- ▨ : 指定を解除する区域
- ▩ : 形質変更時要届出区域
(平成30年東京都告示第1016号により指定した区域)
- ▧ : 形質変更時要届出区域
(平成30年東京都告示第844号により指定した区域)
- ▦ : 形質変更時要届出区域
(平成30年東京都告示第778号により指定した区域)
- ▤ : 形質変更時要届出区域
(平成29年東京都告示第1681号により指定した区域)

【支點】

- 支點①は、中央区勝どき四丁目501番の最北端とする。
- 支點②は、中央区勝どき四丁目513番の最北端とする。
- 支點③は、中央区勝どき四丁目702番の最北端とする。
- 支點④は、中央区勝どき四丁目707番の最北端とする。
- 支點⑤は、中央区勝どき四丁目601番の最北端とする。
- 支點⑥は、中央区勝どき四丁目1401番の最北端とする。
- 支點⑦は、中央区勝どき四丁目1407番の最北端とする。
- 支點⑧は、中央区勝どき四丁目505番2の最北端とする。
- 支點⑨は、中央区勝どき四丁目505番1の最北端とする。
- 支點⑩は、中央区勝どき四丁目701番の最北端とする。

【格子の回転角度】

支點① 50度22分13秒	支點⑥ 49度56分34秒
支點② 49度55分36秒	支點⑦ 50度30分55秒
支點③ 50度36分43秒	支點⑧ 50度29分28秒
支點④ 50度 5分36秒	支點⑨ 50度29分28秒
支點⑤ 49度56分34秒	支點⑩ 50度36分43秒

格子の回転角度は、支點を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支點を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千六百六号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成三十年東京都告示第千四百八号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十一月二十八日

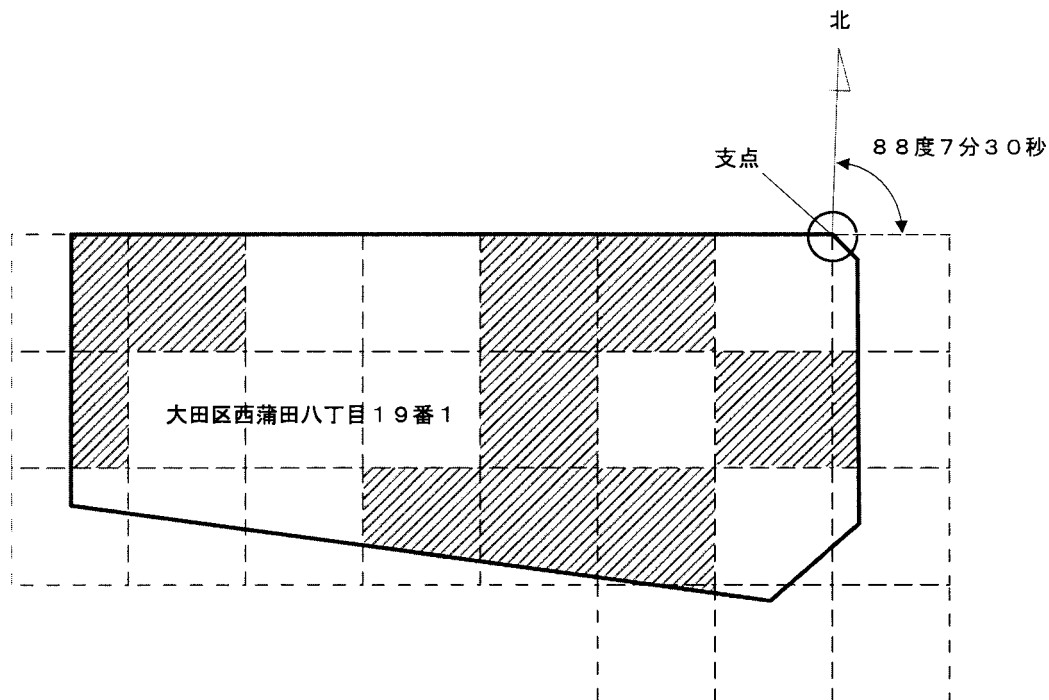
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(大田区西蒲田八丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去


別図



【凡例】

----- 単位区画

—— 敷地境界

 指定を解除する区域

【支点】

支点は、大田区西蒲田八丁目19番1の最北端とする。

【格子の回転角度（88度7分30秒）】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千六百七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年十一月二十八日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月二十八日

東京都知事 小池 百合子

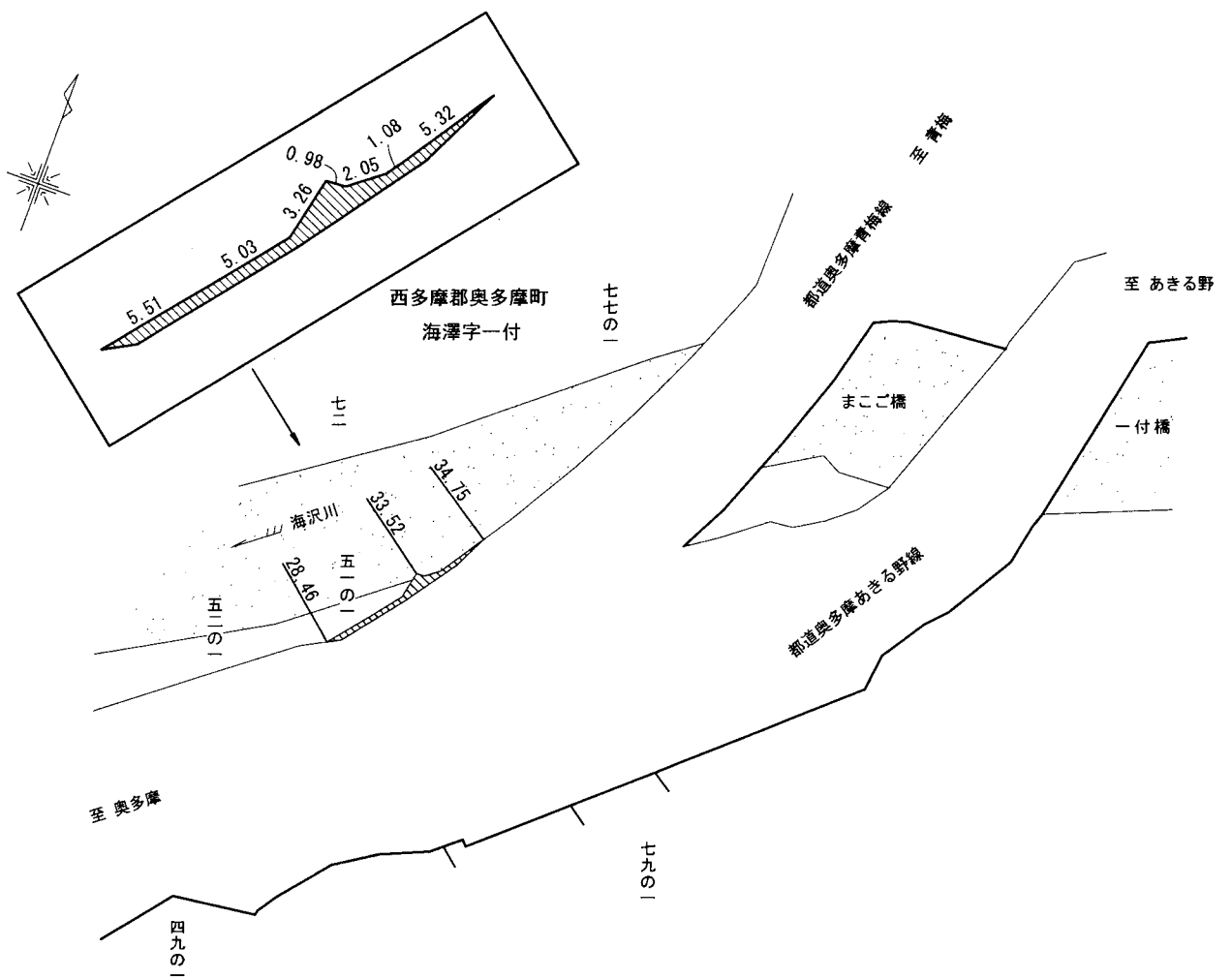
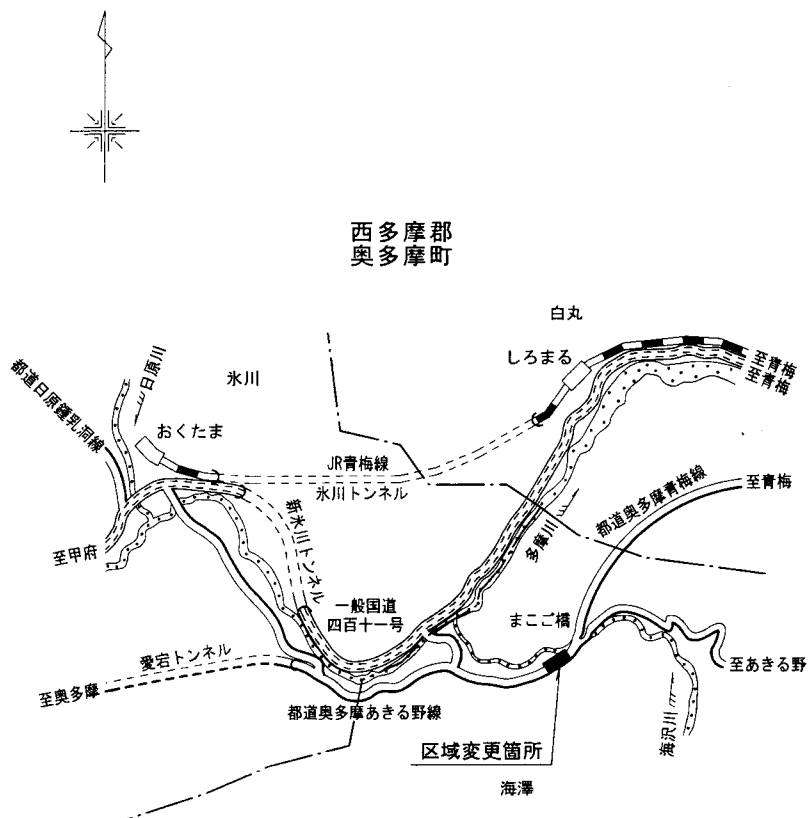
- 一 路線名 奥多摩青梅
- 二 変更の区間 西多摩郡奥多摩町海澤字一付五十二番一
地先から同所五十一番一地先まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道奥多摩青梅線区域変更略図
西多摩郡奥多摩町海澤字一付地内

 廃止区域
 都道
 一般国道

延長 二三・三八メートル
 面積 一四・九六平方メートル



公 告

認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出
について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十九
条第二項第三号に掲げる事項に係る定款の変更の届出があ
つたので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進
法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二
百四十三号）第二十二條の三の規定により、次のとおり公
告する。

平成三十年十一月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人難民支援協会

二 代表者の氏名

伊藤 えり（石川 えり）

三 主たる事務所の所在地

東京都千代田区西神田二丁目五番二号 T A Sビル四
階

階

一 名称

特定非営利活動法人タートル

二 代表者の氏名

松坂 治男

三 主たる事務所の所在地

東京都新宿区四谷本塩町二番五号 社会福祉法人日本
盲人職能開発センター東京ワークショップ内

一 名称

特定非営利活動法人東京都日本中国友好協会

二 代表者の氏名

宇都宮 徳一郎

三 主たる事務所の所在地

東京都文京区本郷三丁目四番五号 ハイムお茶の水七
階七〇二号

一 名称

特定非営利活動法人日本国際ボランティアセンター

二 代表者の氏名

谷山 博史

三 主たる事務所の所在地

東京都台東区上野五丁目三番四号

一 名称

特定非営利活動法人健康医療評価研究機構

二 代表者の氏名

大木 孝太郎

三 主たる事務所の所在地

東京都中央区日本橋本町二丁目三番十一号

四 その他の事務所の所在地

京都府京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町五百十三
番地

認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変
更の届出について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十三

条第一項に規定する代表者の氏名の変更の届出があつたの
で、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行
条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十
三号）第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

平成三十年十一月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人日本民家再生協会

二 代表者の氏名

保川 謙一

三 主たる事務所の所在地

東京都千代田区六番町一番地一

一 名称

特定非営利活動法人日本地雷処理を支援する会

二 代表者の氏名

鈴木 純治

三 主たる事務所の所在地

東京都新宿区市谷本村町三番十八号 エムズビル五階

一 名称

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム

二 代表者の氏名

小美野 剛、永井 秀哉

三 主たる事務所の所在地

東京都千代田区麴町三丁目六番五号 麴町GN安田ビ
ル四階

四 その他の事務所の所在地

(一) 宮城県仙台市青葉区国分町二丁目十四番二十四号

仙台松井ビル六階

(二) 福島県福島市大森字街道下三十九番一号 チェリー

ハイツカイドー一〇一号室

一 名称

特定非営利活動法人ウォーターエイドジャパン

二 代表者の氏名

小寺 清

三 主たる事務所の所在地

東京都墨田区両国二丁目十番六号 ローレンス・ノダ

三〇一号

一 名称

特定非営利活動法人チャイルド・ファンド・ジャパン

二 代表者の氏名

長山 信夫

三 主たる事務所の所在地

東京都杉並区善福寺二丁目十七番五号

一 名称

特定非営利活動法人キャリア権推進ネットワーク

二 代表者の氏名

諏訪 康雄

三 主たる事務所の所在地

東京都千代田区神田平河町一番地 第三東ビル

一 名称

特定非営利活動法人日本防災士機構

二 代表者の氏名

高田 恒

三 主たる事務所の所在地

東京都千代田区一番町二十五番地 全国町村議員会館

五階

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一

項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、

完了した。

平成三十年十一月二十八日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に 許可を受けた者の

含まれる地域の名称 住所及び氏名

東村山市久米川町二丁目十九番二十七 西東京市芝久保町四丁目二

十六番三号 株式会社東栄住宅

代表取締役 西野 弘

府中市朝日町一丁目一番一 同右

一部、同番一地先、同番二の 一部、同番三及び六番十三 武蔵野市境二丁目二番二号

東久留米市下里二丁目千二百 六番二及び千二百八番三 株式会社飯田産業

調布市若葉町一丁目三十四番 十一号 立川市高松町一丁目三十番

一の一部、同番六十七、同番 六十八、三十五番一、同番四 株式会社ノーヴァ・アソシ

並びに同番三十五及び同番四 エイツ

代表取締役 濱中 敏之

発行 東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001 定価 三〇円 印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三三二二)一一一一(代) 印刷所 電話 〇三(三三二二)一一一一(代) 郵便番号 113-0001

